省　令

○国土交通省令第七十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

第八十一条第九号、第八十三条の二第四号及び第八十三条の三第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四十三号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

第三十九条第九号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行の日（平成二十五年九月二十日）から施行する。